Ⅵ　業務管理体制に係る届出

◆業務管理体制整備に係る届出の手続きについて◆

平成 20 年介護保険法改正により、介護サービス事業者は、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられました。整備すべき業務管理体制は、事業所等の数に応じ定められており、また、業務管理体制の整備に関する届出書を関係行政機関に届け出ることとされております。

1　事業者（法人）ごとの届出

届出は、指定事業所の申請（開設）者である**事業者（法人）ごと**に行ってください。

2　事業所等の展開に応じた届出先行政機関

届出先区分	届出先
事業所等が三以上の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	厚生労働省老健局（※1）
事業所等が二以上の都道府県に所在し、かつ、二以下の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	事業者の主たる事務所の所在地の都道府県
指定事業所が同一中核市内にのみ所在する事業者	中核市
地域密着型サービス（予防含む）のみを行う事業者で、事業所が同一区市町村内に所在する事業者	区市町村
上記以外の事業者	都道府県

（※1）厚生労働省老健局への届出については、下記ホームページをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/service/index.html

厚生労働省ホームページ ＞ 政策について ＞ 分野別の政策一覧 ＞ 福祉・介護 ＞ 介護・高齢者福祉 ＞
介護サービス事業者の業務管理体制 ＞ 介護サービス事業者の業務管理体制整備に関する届出について

3　業務管理体制の整備に関する届出事項

事業所等数に応じて整備する業務管理体制

	事　業　所　等　数		
	20未満	20以上100未満	100以上
第２号　法令遵守責任者の氏名及び生年月日	○	○	○
第３号　業務が法令に適合することを確保するための規程の概要	×	○	○
第４号　業務執行の状況の監査の方法の概要	×	×	○

※詳細は、「記入要領」を参照してください。

★業務管理体制に関する届出は、すべての事業者（法人）が届け出る必要があり、届出がない場合は法令違反となりますので、新規参入または未届けの事業者（法人）におきましては、速やかに提出してください。

４　届出様式

届出が必要となる事由	様式	記入要領・記入例
①業務管理体制の整備に関して届け出る場合 **すべての事業者（法人）は、①により業務管理体制を届け出る必要があります。**	**第９号様式**	**記入要領１（P2～P3）** **記入例１（P2）**
②事業所等の指定等により事業展開地域が変更し届出先の区分変更が生じた場合 この区分の変更に関する届出は、区分変更前の行政機関と区分変更後の行政機関の双方に届け出る必要があります。	第９号様式	記入要領２（P5～P7） 記入例２－１、２－２（P3～P5）
③届出事項に変更があった場合	第９号様式の２	記入要領３（P8） 記入例３（P5～P6）

５　届出方法

（１）届出システムでの提出

【業務管理体制の届出システムのログイン先 URL】

https://www.laicomea.org/laicomea/

・上記のリンクからログインしてください。なお、【事業者の方へのお知らせ】の、③「操作マニュアルのダウンロードはこちら」に操作方法のマニュアルがございます。新規登録の手順は、そちらをご覧ください。

（２）問い合わせ先

① 介護護老人福祉施設、老人保健施設、介護医療院、特定入居者生活介護がある事業者（法人）に関するご質問

東京都　福祉局　高齢者施策推進部　施設支援課　施設運営担当
〒１６３－８００１　電話：（０３）５３２０－４２６４
東京都新宿区西新宿二丁目８番１号　東京都庁第一本庁舎２６階

② 居宅・介護予防サービス（特定以外）、居宅介護支援がある、**上記①以外**の事業者（法人）の質問

（制度に関すること）
東京都　福祉局　高齢者施策推進部　介護保険課　介護事業者担当
電話：（０３）５３２０－４５９３

（届出に関すること）
公益財団法人東京都福祉保健財団　事業者支援部　介護事業者指定室
〒１６３－０７１８　電話：（０３）３３４４－８５１７
東京都新宿区西新宿二丁目７番１号　新宿第一生命ビルディング１８階

③ 施設・居宅サービス共通 届出システムの操作に関する質問

※令和９年４月以降は問い合わせ先が変更になる場合があります

アドレス：mhlw-laicomea@tsp-net.co.jp

※業務管理体制の整備に関する届出システム操作マニュアル（事業者版）より引用

（1）登録までの流れ

① 「業務管理体制の整備に関する届出システム」のログイン画面が表示されます。
画面下部にある「新規に届出を行う場合はこちら」のリンクをクリックします。

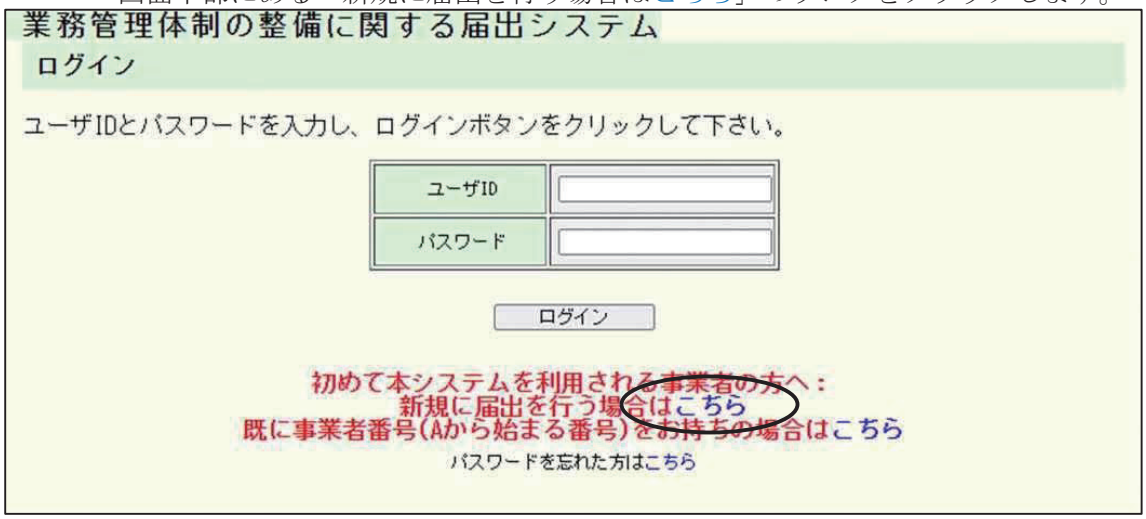

② 業務管理体制の届出記載内容等について連絡を行う場合の連絡先メールアドレスを入力し、「メール送信」ボタンをクリックします。

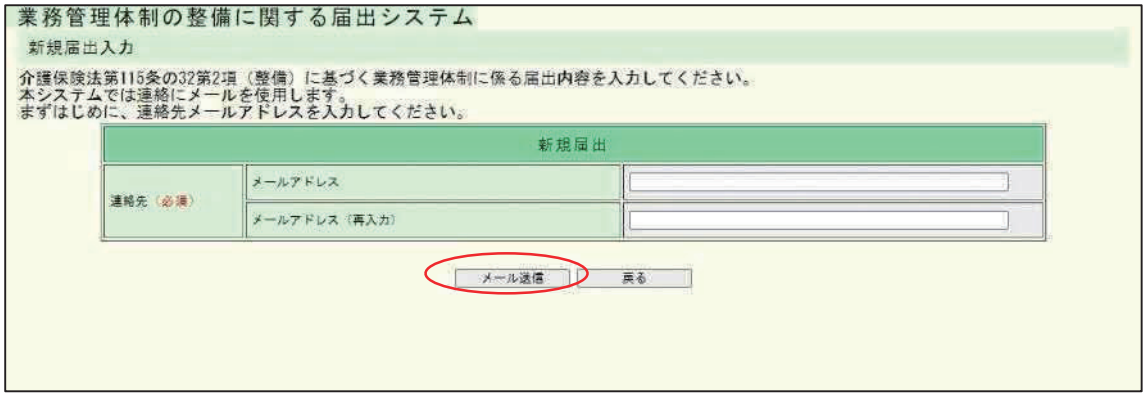

注意

「メール送信」をクリックすると、メールが送信されます。 メールが届かない場合は「メール受信についての注意事項」を確認してください。 送信されたメールには法第 115 条の 32 第 2 項（整備）関係の届出入力画面の URL が記載されています。発行された URL の有効期限は 60 分です。発行から 60 分経過した後は、ログイン画面からやり直してください。なお、この時点ではユーザアカウントは発行されず、届出後に仮ユーザアカウントが発行され、届出受付完了後（行政機関の届出内容の確認後）に正式なユーザアカウントが発行されます。

（2）業務管理体制の整備に係る届出システムの入力方法

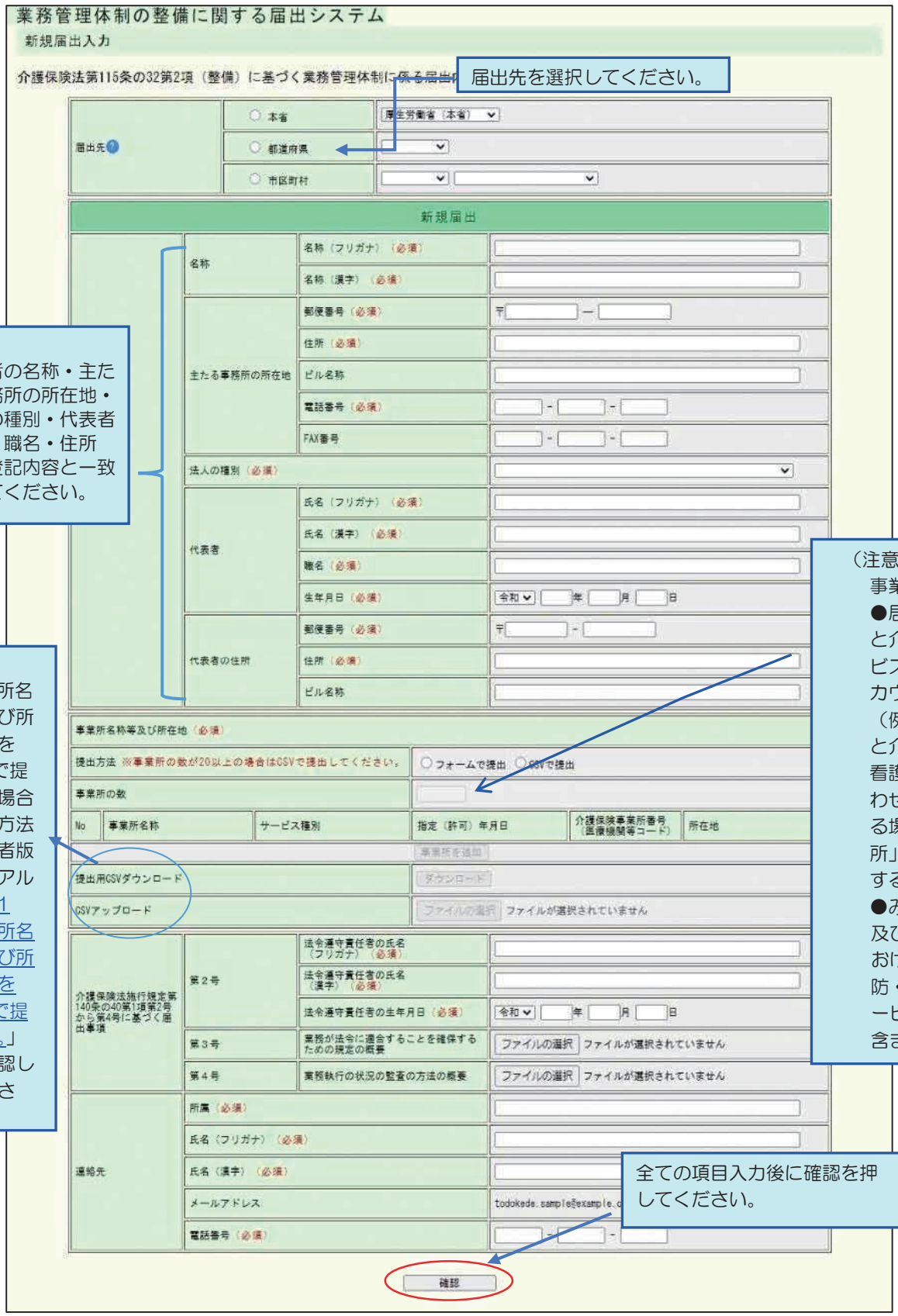

東京都から介護保険の情報をお届けするため メーリングリストへの登録をお願いします

介護保険サービスに関する情報をお伝えする「介護事業所メーリングリスト」に登録いただければ、東京都からのお知らせをメールで受け取ることができます。報酬改定のお知らせ等、重要なお知らせもあるので**必ずご登録をお願いいたします**。

＜登録方法＞

① 「東京都介護サービス情報」にアクセス

東京都福祉局＞高齢者＞介護保険＞東京都介護サービス情報

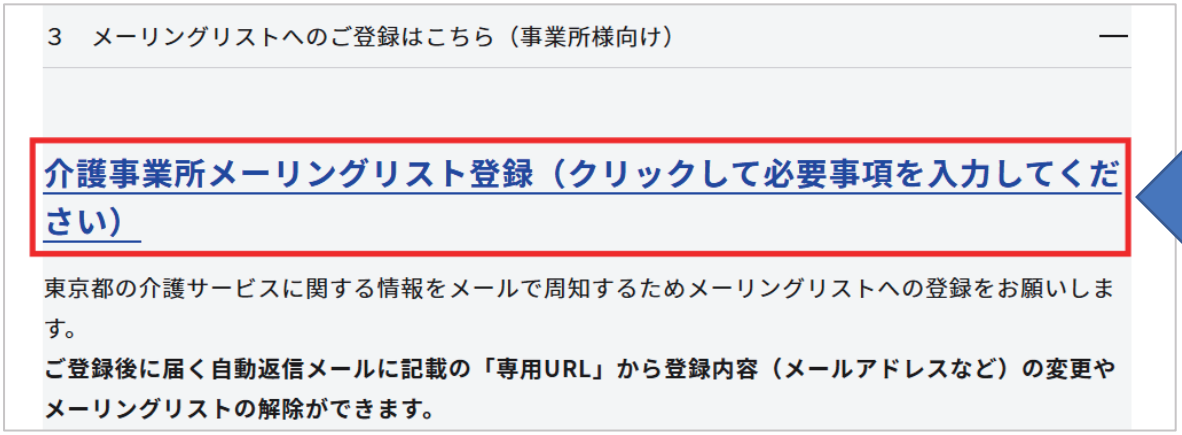

② 登録フォームに必要情報を入力（5 分程度で完了します）

登録フォーム↓

ご協力をお願いいたします。

東京都　福祉局　高齢者施策推進部　介護事業者担当